


証 人 調 書

(この調書は、第5回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成26年(ワ)第29256号 平成27年(ワ)第25495号
期 日	平成29年11月13日 午前10時00分
氏 名	深 田 芳 恵
年 齢	65歳
住 所	東京都板橋区 
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく かつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名 深田 芳彦



原告（反訴被告）代理人（小田川）

甲第200号証（陳述書）を示す

この陳述書は、私があなたから聞き取った話をまとめて作成して、あなたに内容を確認いただいたものですか。

はい、そうです。

あなたがサインしたものです。

はい。

内容に誤りはありませんか。

ありません。

ルシオラは今現在、事業は活発になさっていますか。

いいえ。

松崎さんがFacebookなどでいろんな発言をされたことによって、ルシオラにも何か影響がありましたか。

大いにあります。

どのようなものですか。

まず議会でもそうなんですが、インターネットでも事実とは違う間違った情報を拡散されているということと、あと再生箇所などに行って、あなた方はだまされてる、被害者だというような中傷を語ってるんですね。電話や実際に行ったりして。その影響は非常に大きいです。

そういったことが、ルシオラさんの評判を落としてるとお感じですか。

はい、そうです。特に新規の事業が難しいと思います。

小山町の水路整備委託事業についてお伺いします。小山町の水路整備委託事業に関して、契約書に関する書類に、阿部さんの名前を主任技術者ということで記載されましたか。

はい、そうです。

それは、どういう経緯でですか。

蛍の再生事業というのは、板橋区の累代飼育の技術を使っております。なので、板橋区の職員である元館長が技術的な指揮をとりますので、それで書類が通常ああいうような記載、ああいうような形で記載する書類ってほとんどないんですが、たまたま小山町のにありましたので、それは判断を仰ぎました。

小山町のほうから、主任技術者という欄に名前を書いてくださいというふう
に求められたんですか。

はい、そうです。

それを受けて、あなたは誰に御相談されたんですか。

阿部さんに相談いたしました。

阿部さんからは、どういう御回答だったんですか。

これは区の詳細を得ないといけないのでということで、主管課に持ち
帰って相談されたようです。後日、了解を得たということで記載させ
ていただきました。

ルシオラにおけるナノ銀の事業に関してお伺いするんですが、これまでにお
いて、ナノ銀に関する事業で利益が出たことはありましたか。

ナノ銀といっても、多分ろ過セットのことだと思うんですが、それ
に関しては一切ありません。

松崎さんが発言をされる前から、赤字ですか。

そうです。震災以後、急遽、放射能の問題が大きく危険を感じたので、
急遽作ったものでして、被災地ほか、ほとんど差し上げたもののほう
が多くて、材料費の回収もできていないような状況です。

これまでルシオラさんが蛍の再生にかかわられてきて、蛍が飛ばなくなって
しまったなどということで、クレームになったりトラブルになったりしたこ
とはありますか。

クレームやトラブルはありません。

被告（反訴原告）代理人（平松）

あなたの陳述書だと、蛍再生事業と、このルシオラという会社で蛍再生事業に2004年から関与して、小山町ほか、40か所の蛍再生事業に関与してきたということ、これは間違いないですね。

はい、間違いありません。

小山町では、累代飼育はできたんですか。

できております。非常にいい状況です、あそこは。翌年もちゃんと飛翔の報告を受けておりました。

それが累代であるということは、どのように確認したんですか。

そこに別途ホタルを入れてなければ、累代ですね。

小山町の蛍再生水路は、閉鎖空間ではありませんね。

それは全部、担当者に聞いています。担当者が確認しておりますので、現地で。

担当者というのは、どなたですか。

当時の担当者はもう既に退官されておりますが、やめられていますが、何だったかな・・・。

DNAのレベルで累代飼育がなされているということが、確認されたわけではないわけですね。

通常DNAをそこで調べたりは、一切行いません。あの蛍飼育・・・結構です。ナノ銀について聞かれておりましたけど、これ、ろ過セットというのは何ですか。

ろ過セット、何ですかというのは、どういうことでしょうか。

ろ過セットを販売したと言っていましたけれども、このろ過セットというのは一体何ですか。

震災後に、ナノ銀で放射能が低減できるという数値が出ましたので、それを使っているのと、それと除菌が主ですが。ナノ銀っていうのは、

除菌効果に関しては、もう周知の事実です。

お読みになったかどうか分かりませんが、原告の御本人、震災直後、ろ過セットを作って被災地に送ったりしたというような記述があるんですけども、今ルシオラでやったということと、これ同じことですか。原告はあなた方と別に、ナノ銀を使ったろ過セットを被災地に送った、それとも、ルシオラが原告から技術を提供されて、ナノ銀によるろ過セットを作って販売したと。

原告から何を提供されてとおっしゃいましたか。

ナノ銀による除染ですかね、放射能除染技術ですかね。

それは、製作会社で作るんですね。作ったものを、例えば板橋区ホテル生態環境館にも提供しておりました。それは板橋区長初め、いろいろな議員さんにも渡されてると思います。

赤字だったということですけども、これを事業化しようという計画がおありだったということですか。ナノ銀を使った・・・。

いや、特にないです。あれは、あくまでも緊急のものなので。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

ルシオラがかかわった再生事業の中に、藤沢市の浄化センターというのがありますね。

はい。

藤沢市のほうでは蛍の飼育について、補助飼育というのをされていたのは知ってますね。

はい、行っておりました。

補助飼育というのは、藤沢市の蛍がそのままだと数が減っていくんで、別のところから補充するということですね。

そうですね、はい。それともう一つは・・・。

別のところというのは、どこですか。

それ以上は申しわけありませんが、2015年3月に・・・。
教えてください。別のところというのは、場所はどこですか。

すみません、2015年・・・。
まず質問に教えてください。補助飼育はやってたということでしょう。
答える必要はないと思っているからです。聞いていただけますか。

裁判長

答える必要がないというのは、どうしてですか。

2015年の3月に、もう契約は終わっているんですね。実際に今は
行っていないってということと、板橋区とは・・・。
2015年3月に契約が終わったかもしれませんが、その前のことを聞か
れてるわけですから、この裁判に関係ありそうに思いますので、教えていた
だきたいと思いますが。

関係はないです。全く。
まず教えていただかないと、関係があるかないかも分かりません、こちらは。
そうですか、分かりました。では、何でしょうか。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

藤沢市で補助飼育を行っていたということを認めたんですが、どこの場所か
ら蛍を藤沢市のほうへ持ってきてたんですか。

もともと藤沢で・・・。
まず、どこの場所から持ってきた、千葉でしょう。
藤沢市です。

藤沢市から藤沢市の浄化センターに持ってきたんですか。

いいえ。
だから、私聞ってるのは、藤沢市では蛍が減っていくので、補助飼育をされ
てましたね。それは、いいですね。

裁判長

先ほど、はいと言われてたと思いますが。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

そうすると、どこの場所から藤沢市へ、足りないホタルを補充して持ってきたんですか。千葉でしょう。

ちょっとお待ちください。もともとですね・・・。

まず場所について教えてください。知ってるでしょう。

はい、千葉です。

千葉から持ってきたんでしょう。

はい。

そうすると、藤沢市で、藤沢市の浄化センターで累代飼育がされていたというふうに、あなたは言っていますね。

はい、累代飼育されてました。

累代飼育してるけど、じゃ千葉のホタルを持ってきても累代飼育なんですか。

あそこは屋外の施設で・・・。

まず、そうかどうか教えてください。それも累代飼育というんですか。

そうです。

千葉市で育ってた、生まれて育てた蛍を藤沢のほうへ足りないから持ってきたても、それもルシオラでは、累代飼育というふうに名づけてるんですね。

もともと藤沢市の・・・。

まず教えてください。そうかどうか。

原告（反訴被告）代理人（渡邊）

今答えようとしてますよ。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

教えてください。

なぜ累代飼育かというのと、もともとあそこは、もともとセンター長が御自分で、藤沢市でホタルを飼育されていたんですね。それを預かつ

て、幼虫を一部預かって持ってきて、補助飼育をしましょう。それはなぜかという、屋外の施設なので、年2回の羽化時期に、ぴったりそこで羽化させるっていうのは、まず不可能なんです。藤沢、羽化が5月ぐらいから始まって早いんですね。それはその当時のセンター長、よく御存じです。ですから、累代飼育です。

足りない部分を、時期に合っけきちとした数がそろわない部分を、そうすると、千葉から補充していたと、これが累代飼育ですと、こういうことですね。

いいえ、千葉に、藤沢にもともといた虫を、幼虫を預かっていって、それで累代飼育をしておりました。

千葉のどこでやってたんですか。

それは。

何という施設でやってたんですか。

それは基本的には一切外に出してないので、それをお答えする必要はありますでしょうか。

裁判長

関連ありそうに思いますが、今の流れだと。

原告（反訴被告）代理人（小田川）

それは千葉のどこの場所でやってたかということが重要なんですか、場所の施設名をとということですか。

裁判長

いずれにしても、今言っておられることも全然具体的に分からないんですけど、こちらは。だから、ちょっと質問に答えていただいていた方がいいんじゃないですか。

原告（反訴被告）代理人（小田川）

ただ、そのことは、本件の松崎さんの名誉棄損の関係と、どういう御関係が

あるんですか。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

累代飼育というのは、どういうふう把握してね・・・。

原告（反诉被告）代理人（小田川）

ただ、藤沢市の累代飼育と板橋区の中の累代飼育がされたということは、どう関係性があるんですか。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

違うんですか。

違いますよ。

ルシオラが言ってる累代飼育と、板橋が言ってる累代飼育は違うんですか。

外から持ってくる累代飼育もありということですか、原告側が言ってるのは。

原告（反诉被告）代理人（小田川）

先生がおっしゃっているのは、千葉で全く別のものを。

被告（反訴原告）代理人（平松）

だから、それを聞いているんですよ。

裁判長

そこを、だから、今聞こうとしてるんじゃないですか。

原告（反诉被告）代理人（小田川）

先生の質問がちょっと、先ほど。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

こちらは、だから、聞こうとしているの、どこの施設から持ってきてるんですかと。

裁判長

何でこんなに質問に答えられないのか、こちらは不思議ですよ、正直言って。どうですか。

原告（反诉被告）代理人（小田川）

質問の内容を明確にさせていただいてもいいですか。

裁判長

それは分かりました、それは、そうしてください。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

千葉の何という施設から持ってきてるんですか。教えてください。

ある施設で、場所を借りて行っておりました。それは藤沢市も了解しております。

何で藤沢市の中で、それはできないんですか。

それは無理ですよ。委託、飼育委託ですから。補助飼育ですから、藤沢市の、藤沢市の職員さんに蛍が分かる人はいないんですね。

いずれにしても藤沢市では、数をきちっと時期に合わせて成虫にすることが難しかったので、数が足りない分を千葉のほうで飼育させて、千葉から補助飼育という形で補充していたということによろしいんですね、このことは。

原告（反訴被告）代理人（渡邊）

ちょっと今そこ誤導があると思うんですけど、つまり深田さんが言ったのは。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

まず教えてください。違うなら違うと答えればいいでしょう。

原告（反訴被告）代理人（渡邊）

言わせてくださいよ。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

違うなら違うと答えればいいじゃないですか。証人に答えさせたらいいじゃないですか。

裁判長

今の質問の限りではそうなんじゃないですか。それは、もう既に答えてるよ
うに思いますが。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

よろしいですね。

もう一度言ってください。

もう答えが出てるといふふうに思いましたので。あと一点だけ、ナノ銀のろ過セット、これ除菌のためだということですね。除菌って、何の菌を除去するんですか。

病原性大腸菌など。

放射線とは関係ないんですね、じゃ。

もちろんそれもあります。

もちろんそれもある。

はい。

大腸菌の除菌がメインなんですか。

もありますし、水をいい状態にするということで、放射線量の低減っていうのもあると思います。

付随的なものですか。

そうですね。

付随的なものなんですか。

はい。

原告（反訴被告）代理人（小田川）

藤沢市の累代飼育の話ですけれども、補助飼育というのは、藤沢市のせせらぎで羽化した卵、そしてふ化幼虫、その一部を別のところに持っていったということですか。

はい。

深田さんは累代飼育が続いているというふうにおっしゃるのは、あくまでも藤沢市の中で羽化した幼虫を別の場所で育てて、それをさらに藤沢市に返しているからということですか。

そうですね、夜間公開に合わせて、そこに温度調節をするためです。

裁判官（森）

小山町の特許の関係なんですけども、ルシオラとしては、板橋区の特許を平成14年1月以前に付き合いがあった団体からは、もらわなくてもいいんだと思ってたということでもいいんですよね。

すみません、ちょっとよく分からない。

平成14年1月以前に板橋区と関係のあった団体からは、板橋区は特許料をもらわなくていいんだと、ルシオラとしてもそう思ってたということでもいいんですよね。

はい、それで聞いてます。

板橋区の制度としてということですよ。制度というか決まりとして。

そうです、はい。そういうふうに聞いております。

あなたの陳述書を見ると、その小山町の特許料の関係で、阿部氏の御厚意により発生いたしませんと書いたと。

すみません、ちょっと表現がちょっと紛らわしかったかもしれませんが、実際にきちんと板橋区の詳細を得て、行っております。

いつも特許料を免除するときには、こういう一文を入れていたんですか。

ええ、ちょっといつもその文章ではないんですが、はい。

あなたとしては、蛍の再生事業というのは、板橋区が特許料をもらおうがもらわまいが、板橋区の特許にかかわるものだったと、そういうことでもいいんですか。

それは累代飼育システムですね、システムがそうです。

ルシオラがかかわってるその再生事業というのは、その累代飼育にかかわるものだという事ではないんですよね。

そのシステムの構築をお手伝いしてるという感じです。

それで、板橋区が特許料をもらうときは、依頼者と板橋区で直接契約をしてたと、陳述書にそういうことが書いてあったかと思うんですけど。

板橋区自身が。

板橋区自身が直接契約してたと。

そうです。ルシオラは関係ないんです。

もらわないときというのは、ルシオラに対しても依頼者に対しても、板橋区は、無償で使っていいという書面は作ってなかったということですか。

書面とかは、板橋区からはないです。もう、一番最初、始まったころから板橋区長初め、ルシオラがやるということは了解の上でスタートしましたから。

書面を作ろうという話には、ならなかったですか。

それは、ならなかったですね。

裁判長

先ほども聞かれておりました、原告阿部さんが主任技術者ということで、書面に名前を載せたということの関係なんですけれども、あなたの陳述書では、原告に確認したところ、原告が水路製作は自分が監督することになるので、板橋区職員であることを明示するよにということで、名前を記載しましたとありますが、当社も原告も、原告が当社の支援技術者であるという認識は全くなくというふうに書いてありますけど、この陳述書では、先ほど、阿部さんに聞いたら、区の了解を得ないといけないとか言って、区から了解をとったとおっしゃられましたか。

はい、即答ではなかったですね。

先ほどは、区の了解をおっしゃいましたね。

そうです、はい。

陳述書のときには、そういうふうには書いてないわけですけど。

特にそこまでは必要あると思わなかったのを書いて、記載してませんでした。

あなたにとっては、その区の了解の部分というのは、そんなに必要だと思わ

なかったんですか、陳述書を書くときに。

それは何が必要かっていうのは、ちょっと弁護士さんからのアドバイスとかもあって、分かる範囲で書いたものなんです。

以上